



兵庫県、公益財団法人兵庫県国際交流協会 主催

兵庫県 地域日本語教育シンポジウム2025

「ともに生きる社会を目指す私たちの役割とは？ —まず知ろう、受入れの制度と現状—」

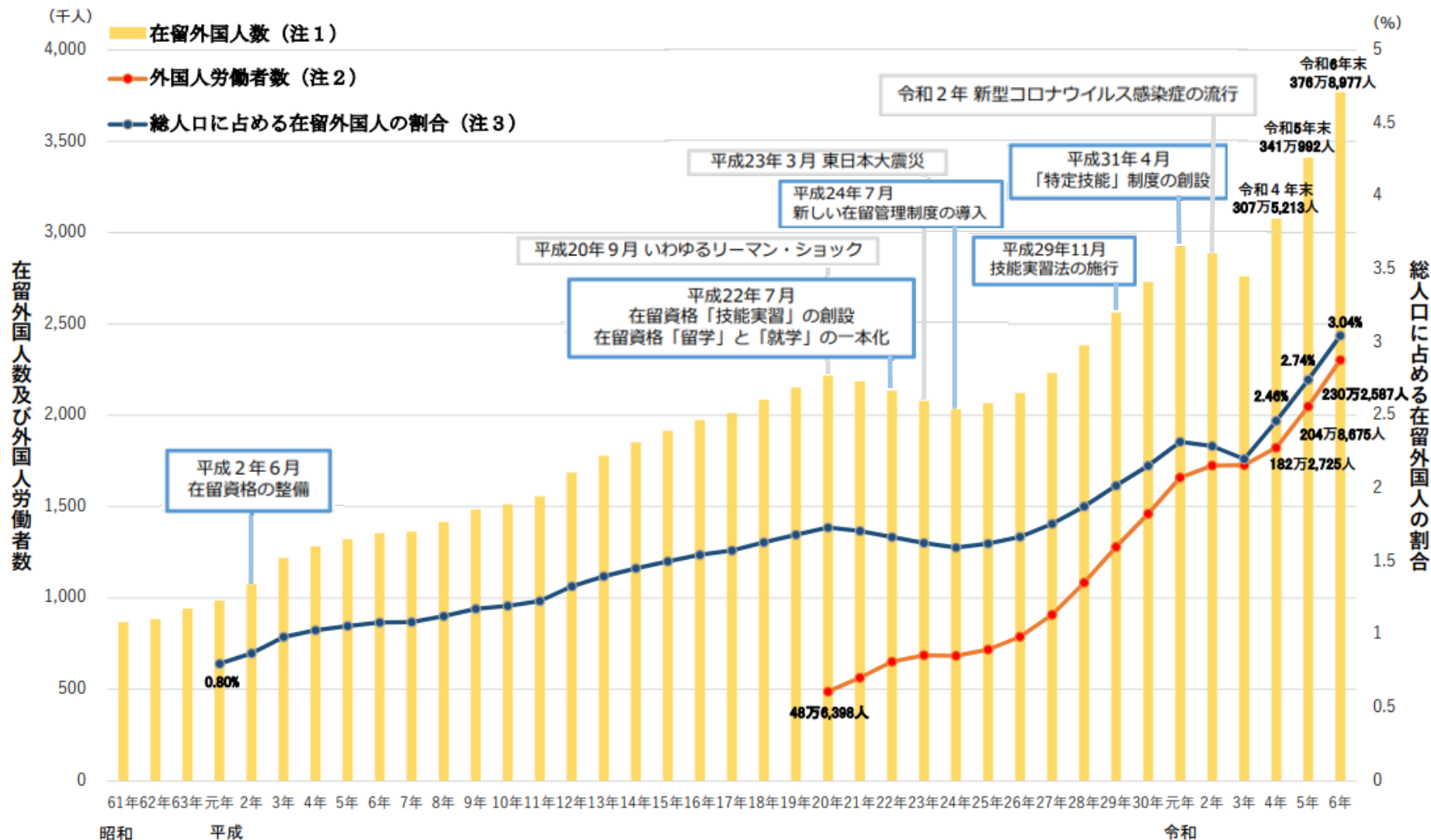
2025年9月9日

キャリアバンク株式会社

取締役 海外事業部 部長

水田 充彦

在留外国人および外国人労働者数の推移



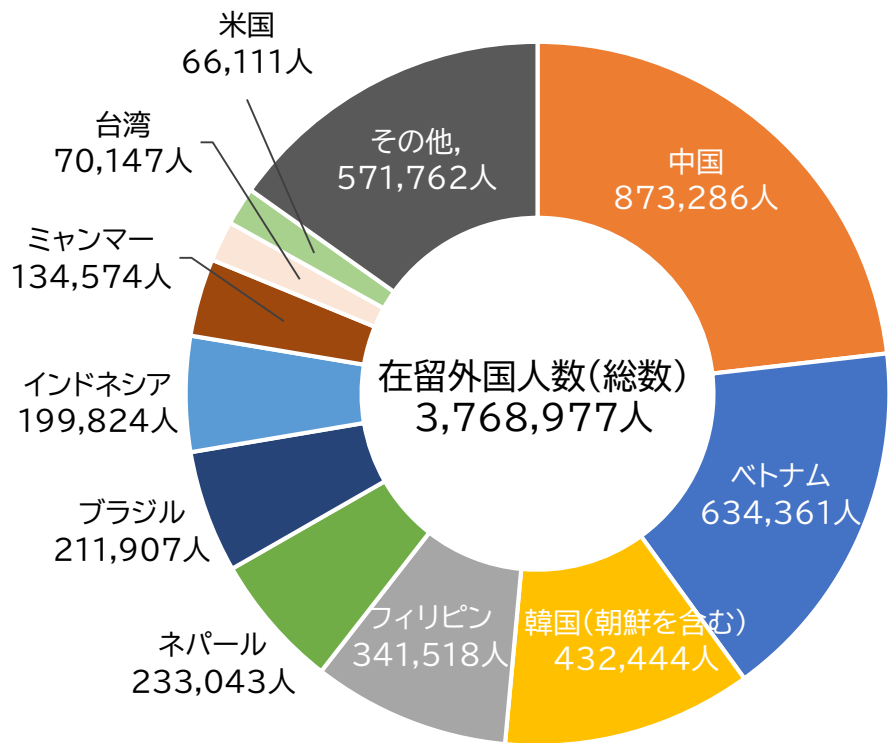
（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。

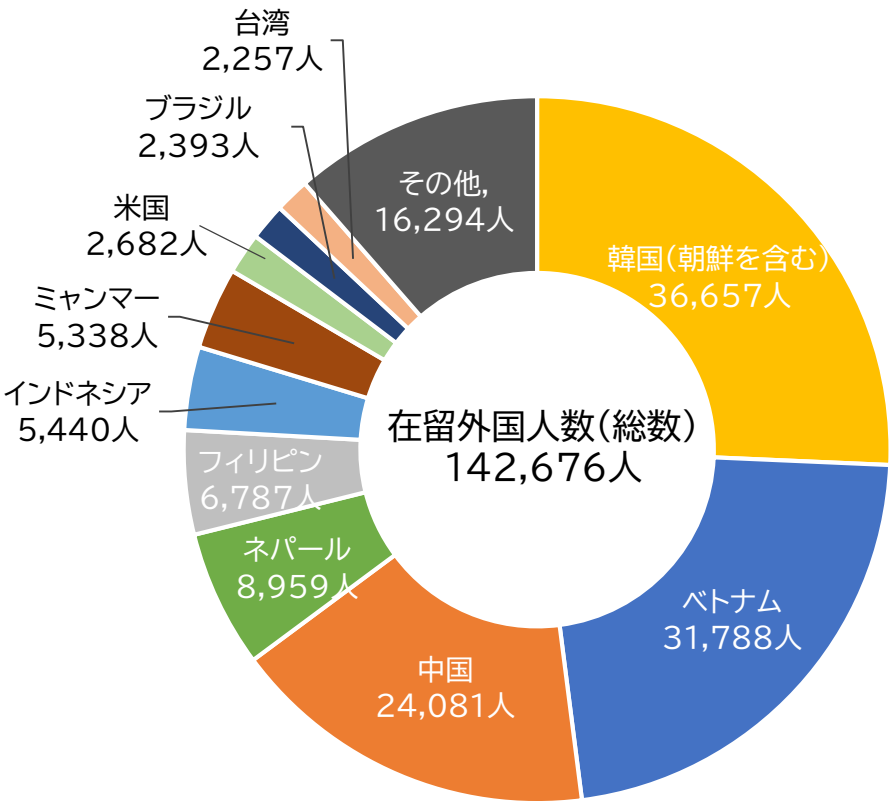
（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留外国人数（国籍別 全国・兵庫県）

全国



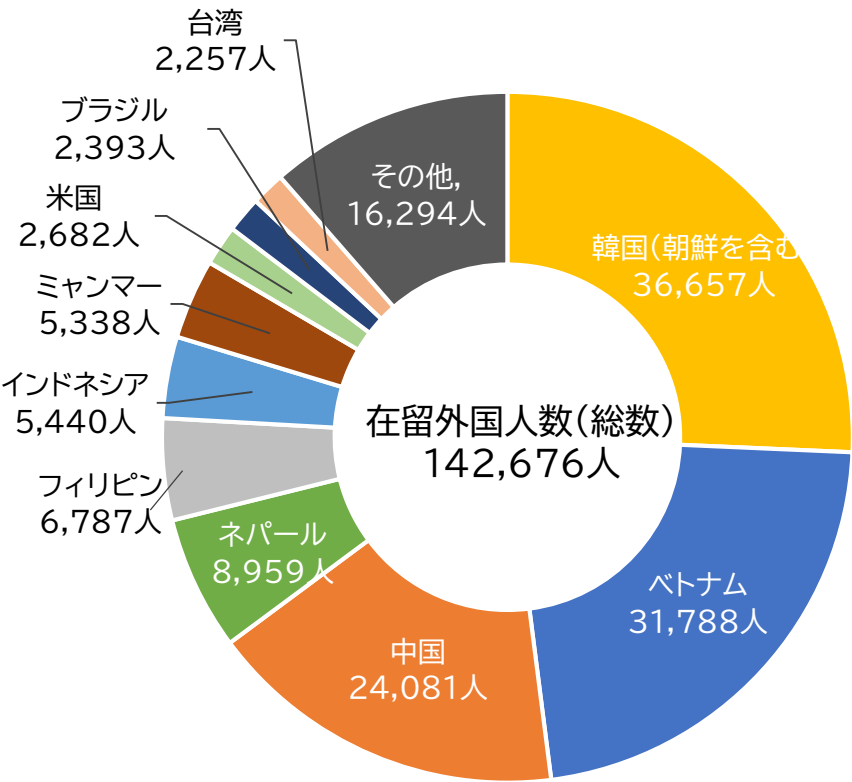
兵庫県



出典:出入国在留管理庁(令和6年12月末)

在留外国人（国籍別）

兵庫県



国籍	2014年	→	2024年	増減人数
全体	96,530人	→	142,676人	46,146人増
韓国(朝鮮含む)	46,680人	→	36,657人	10,023人減
ベトナム	6,580人	→	31,788人	25,208人増
中国	23,151人	→	24,081人	930人増
ネパール	825人	→	8,959人	8,134人増
フィリピン	3,645人	→	6,787人	3,142人増

出典:出入国在留管理庁(令和6年12月末)

在留資格別

在留資格一覧表(29種類のビザ)

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

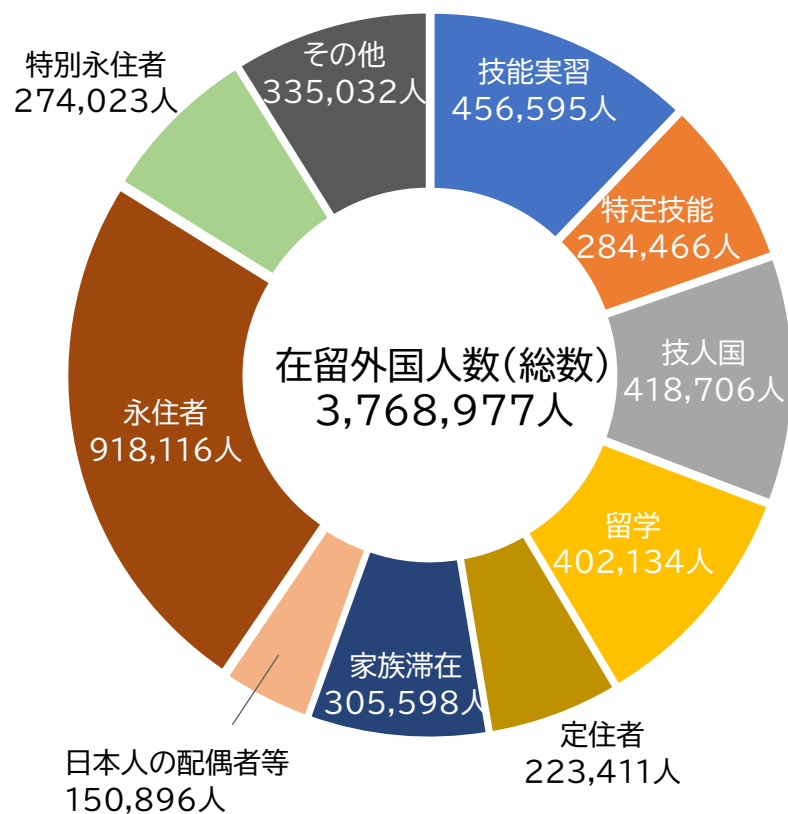
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

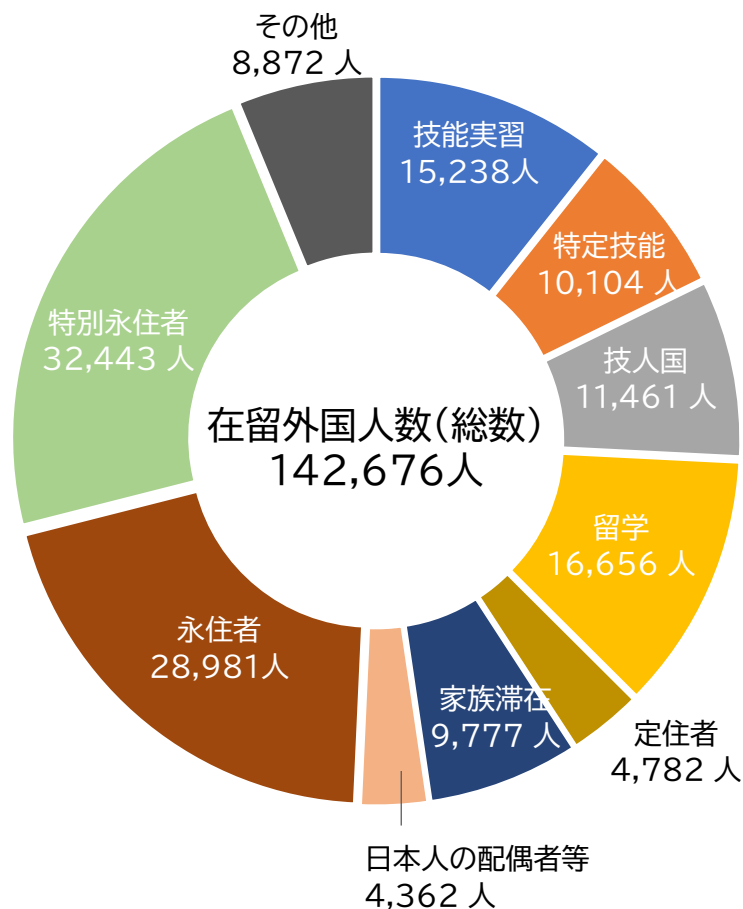
（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（在留資格別 全国・兵庫県）

全国

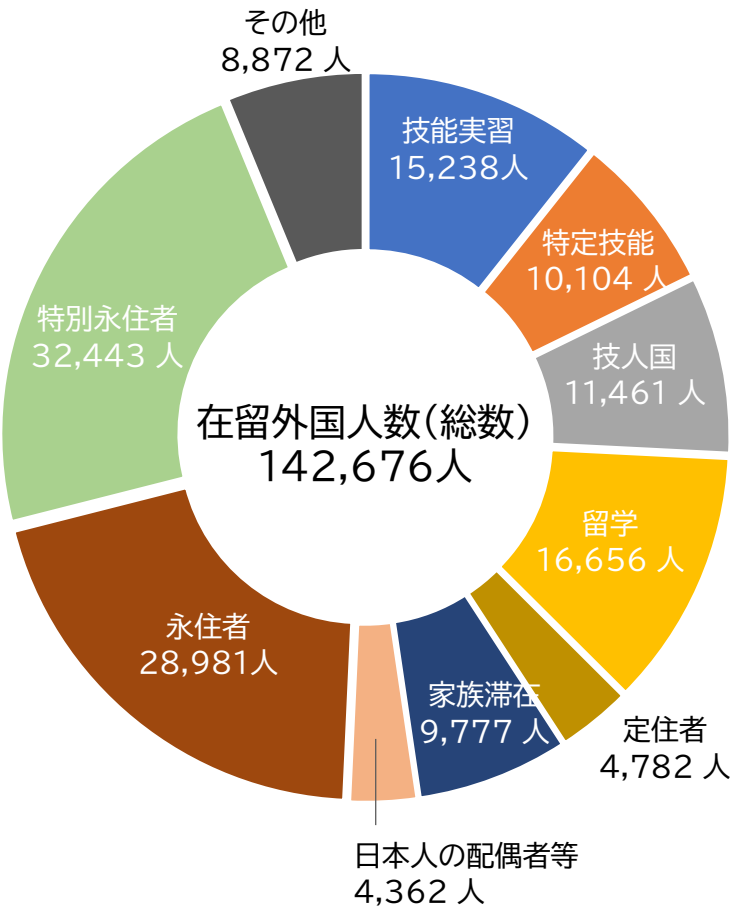


兵庫県



在留外国人（在留資格別）

兵庫県

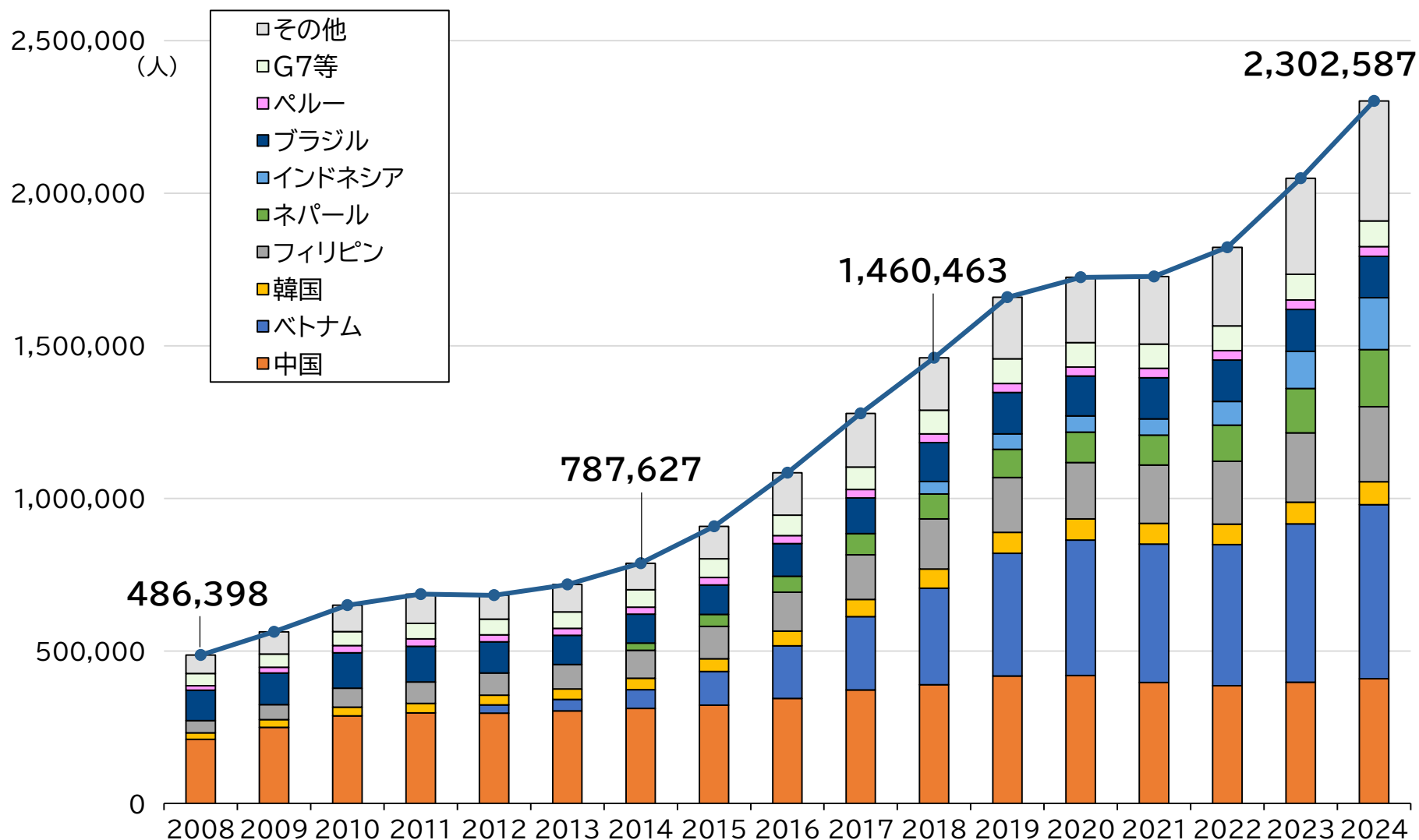


在留資格	2014年	→	2024年	増加人数
全体	96,530人	→	142,676人	46,146人増
技能実習	5,139人	→	15,238人	10,099人増
特定技能	0人	→	10,104人	10,104人増
技人国	2,898人	→	11,461人	8,563人増
留学	6,519人	→	16,656人	10,137人増
定住者	4,244人	→	4,782人	538人増
家族滞在	3,767	→	9,777人	6,010人増
永住者	22,734人	→	28,981人	6,247人増
特別永住者	42,621人	→	32,443人	10,178人減

出典:出入国在留管理庁(令和6年12月末)

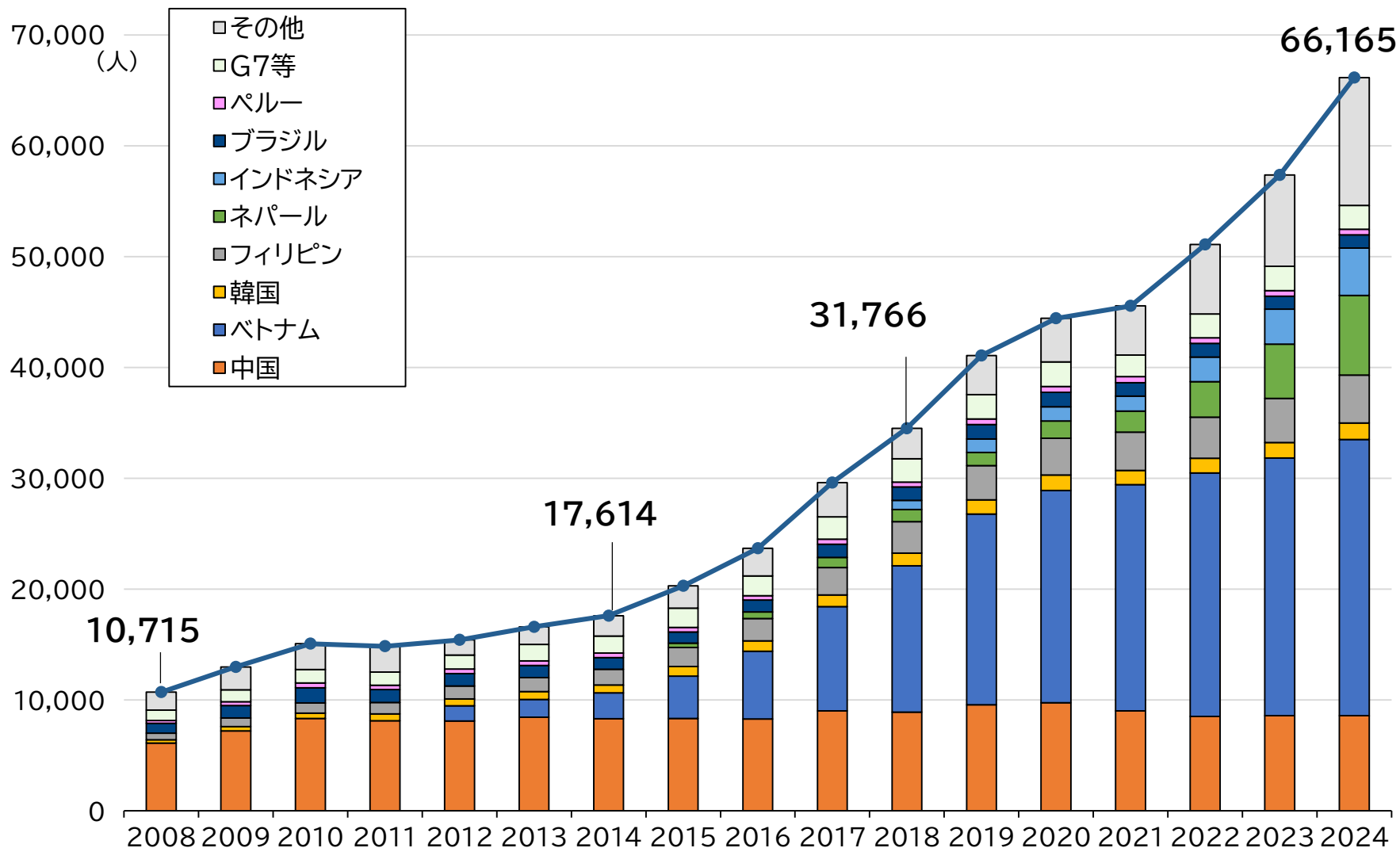
外国人労働者の概況

外国人労働者の推移(全国・国籍別)



出典: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

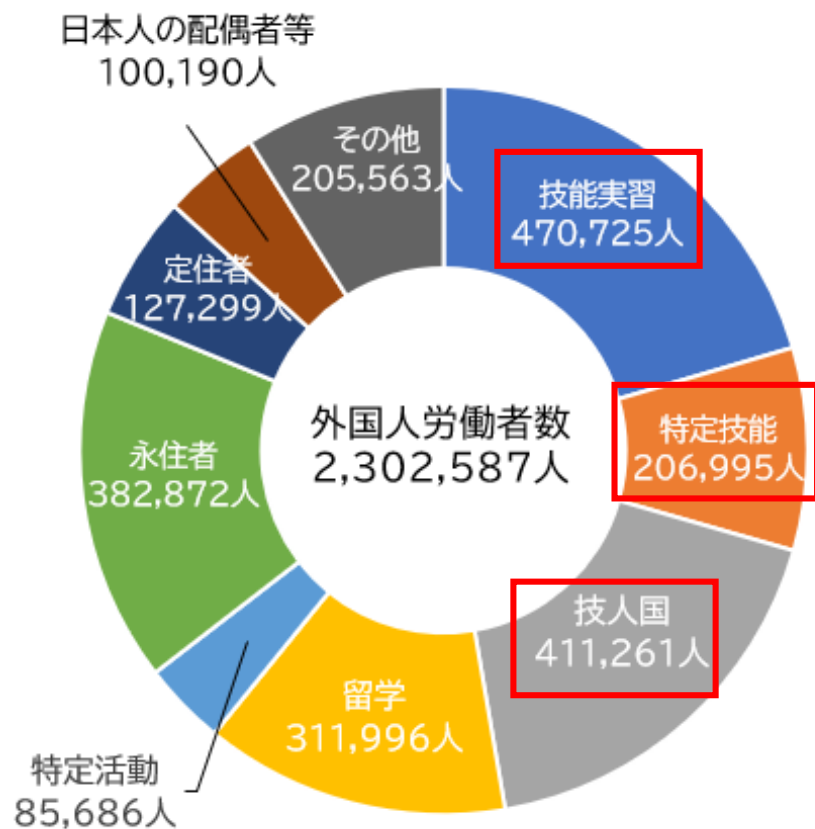
外国人労働者の推移(兵庫県・国籍別)



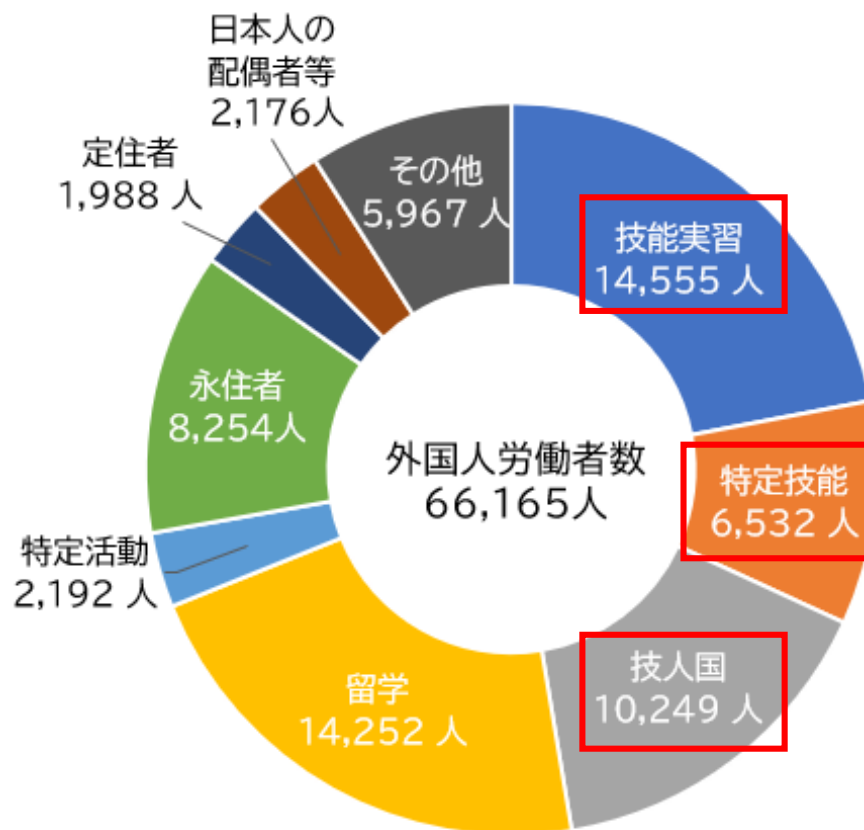
出典: 兵庫労働局「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

外国人労働者（在留資格別 全国・兵庫県）

全国



兵庫県



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和6年10月末）
：兵庫県労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和6年10月末）

技術・人文知識・国際業務

技術・人文知識・国際業務 制度概要

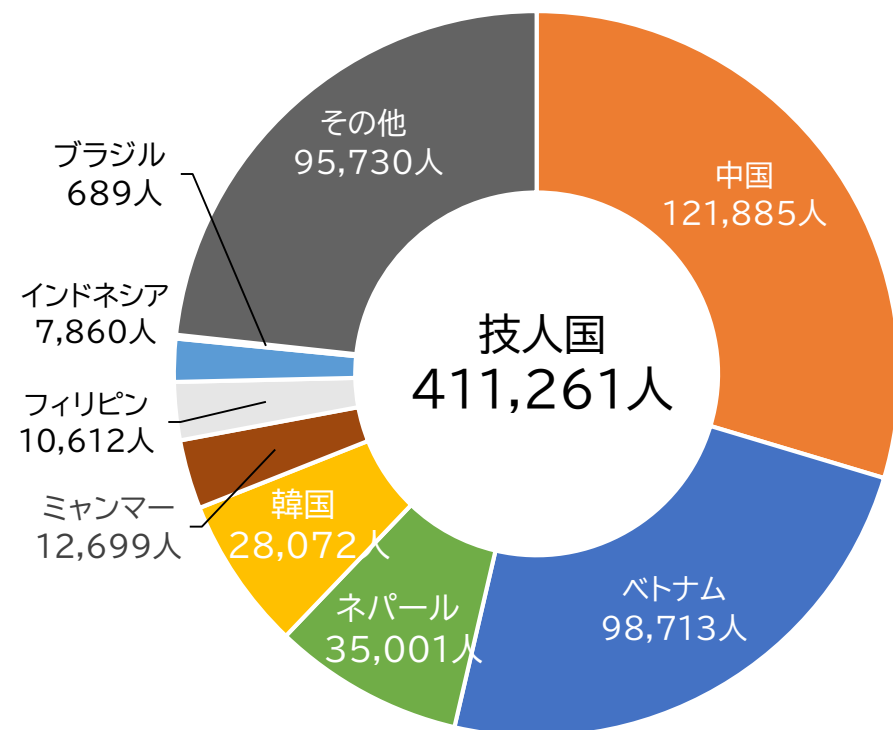
制 度 概 要	詳 細
制度趣旨	・ 専門的な知識を使い業務 ・ 外国人特有のスキルを使う業務
主な仕事内容	・ I T ： ソフトウェアエンジニア ・ 観光 ： 通訳・フロント ・ 貿易 ： 自動車の貿易 ・ 教育 ： 英語教師
外国人の要件	・ 大学院/大学/短期大学/専門学校(専門士の称号付与)卒業 ・ 実務経験（学歴要件を満たさない場合、10年/3年）
在留期間	制限なし（3ヶ月・1年・3年・5年）

POINT

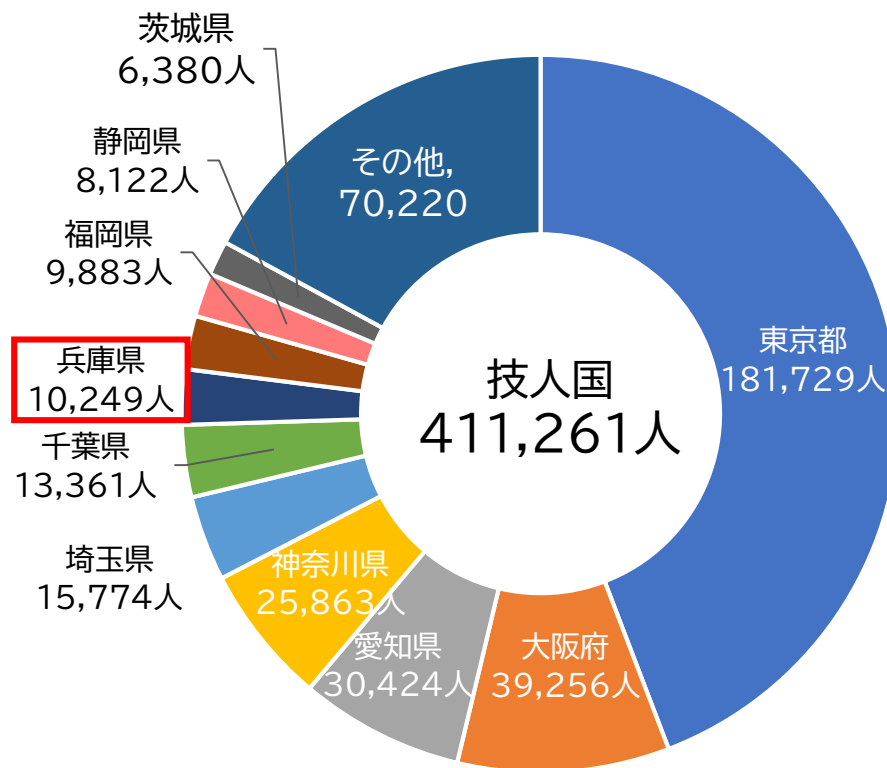
- ✓ 仕事内容は高度な業務に限られる
- ✓ 家族帯同が可能

技術・人文知識・国際業務の推移(国籍別・都道府県別)

国籍別

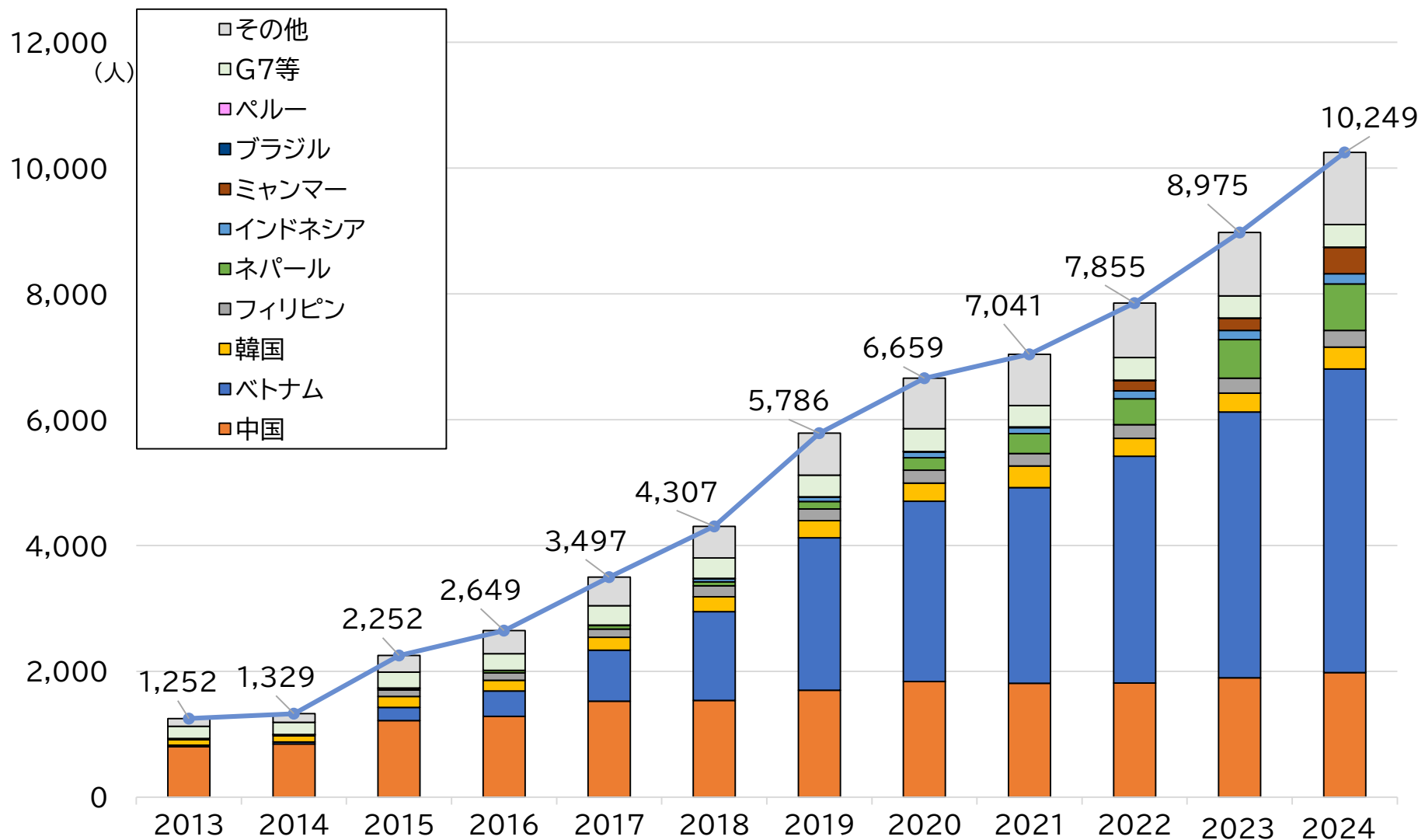


都道府県別



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和6年10月末)

技術・人文知識・国際業務の推移(兵庫県・国籍別)



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末)

技能実習

技能実習 制度概要

制 度 概 要	詳 細
制度趣旨	本国への技能移転
主な仕事内容	食品製造、農業、建設、工業製造、介護、宿泊、その他
外国人の要件	・ 送り出し国で同種の業務に従事した経験を有する者 ・ 特別な事情があるもの(介護の教育課程修了者など)
在留期間	最長5年(条件あり) 1号:1年以内 2号:2年以内 3号:2年以内

POINT

- ✓ 労働力の需給の調整の手段として行われてはならない(技能実習法第三条)
- ✓ 転職は原則不可
- ✓ 2027年3月に廃止になる予定

技能実習 移行対象職種・作業一覧

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（91職種168作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜 果 樹
畜産農業●	養 豚 養 鶏 酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
魚船漁業●	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 樺受網漁業△
船施業●	ほたてがい・まき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
装 装	装 装
建設機械施工●	押土・整地 橋込み 掘 削 締固め
暖 炉	暖 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造 加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造
食品製造業●	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造 かまぼこ製品製造
非加熱性水産加工	生豚部分肉製造 生豚精肉商品製造△
食品製造業●	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ハム製造 ソー菜製造 ソー菜加工 農産物漬物製造 医療・福祉施設給食製造●△

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程 精紡工程 卷糸工程 含ねん糸工程
織布運転●	準備工程 製織工程 仕上工程
染 色	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造 たて編ニット生地製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鋳 造	鉄鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造
鍛 造	ハニヤ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	浴工仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引拔加工 仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） 部分熱処理（高周波熱処理・炭素処理）

7 その他（21職種39作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶 接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 圧力押し込み成形 バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介 護●	介 護
クリーニング●△	リネンサプライ仕上げ 一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱
ボイラーメンテナンス●△	客室清掃△ ボイラーメンテナンス

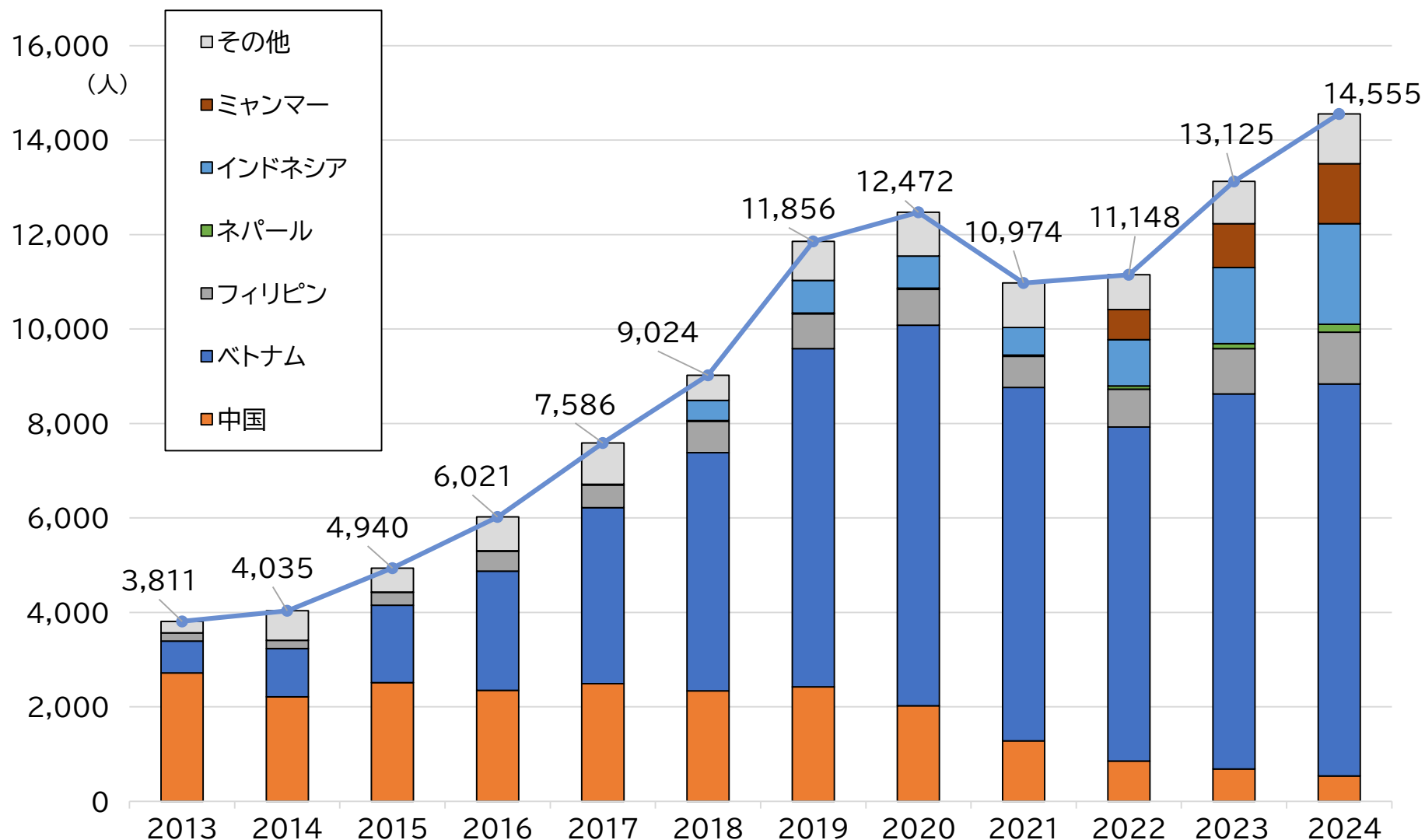
（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

（令和7年3月7日時点）

技能実習制度移行対象職種 作業一覧／出入国在留管理庁
https://www.mhlw.go.jp/content/001165663.pdf



技能実習 人数推移（兵庫県・国籍別）



出典：兵庫労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末）

特定技能

特定技能 制度概要

制 度 概 要	詳 細
制度趣旨	一定の専門性・技術を有し即戦力となる外国人を受け入れる
主な仕事内容	16分野 (介護、飲食料品製造業、外食業、建設、農業、自動車整備、航空、自動車運送業、工業製品製造業、造船・船用工業、漁業、林業、木材産業、ビルクリーニング、鉄道、宿泊)
外国人の要件	・技能試験・日本語能力試験N4などの合格者 ・技能実習2号を修了した外国人は試験免除
在留期間	1号：最長5年（1年・6ヶ月・4ヶ月） 2号：更新の上限なし（介護は2号無し）

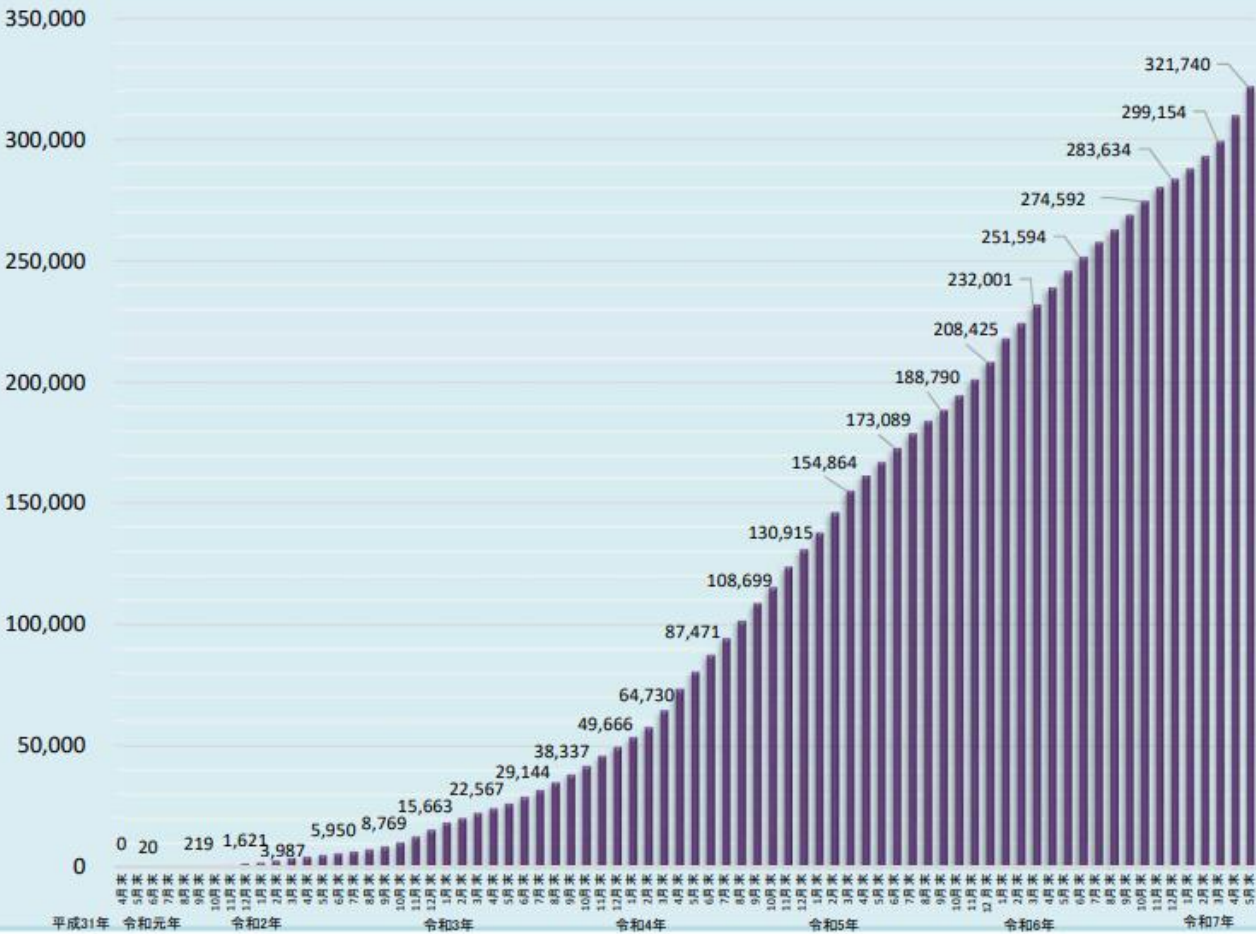
POINT

- ✓ 転職が認められている
- ✓ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
- ✓ 新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用されていく方向

特定技能1号 人数推移 分野別人数

特定技能1号在留外国人数(令和7年5月末現在:速報値)

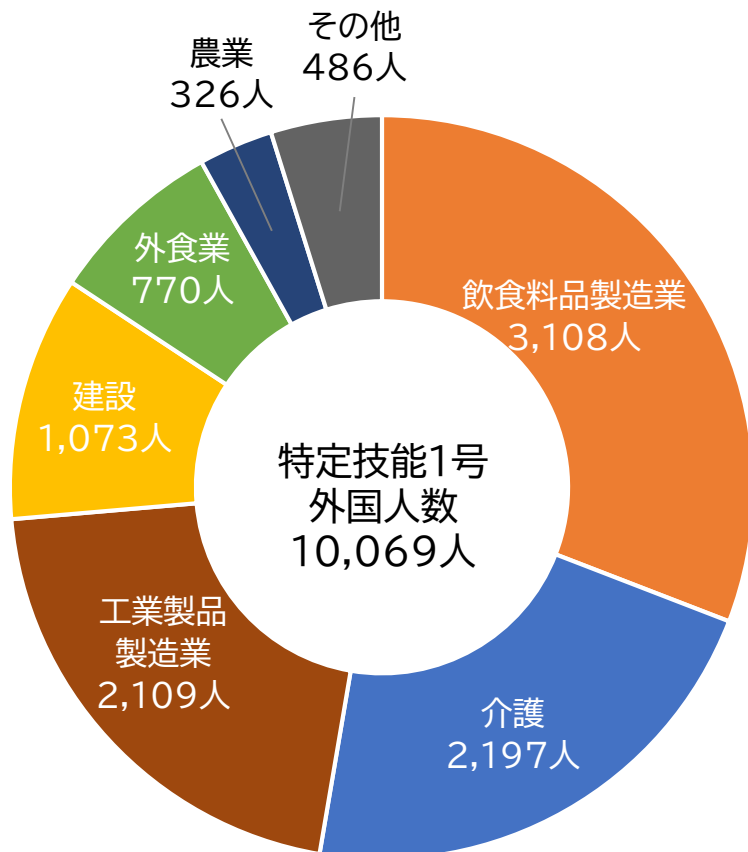
特定技能1号在留外国人数 321,740人



分野	人数
介護	52,955人
ビルクリーニング	7,187人
工業製品製造業	49,320人
建設	42,744人
造船・船用工業	10,374人
自動車整備	3,590人
航空	1,740人
宿泊	1,108人
自動車運送業	3人
鉄道	17人
農業	33,739人
漁業	3,757人
飲食料品製造業	81,218人
外食業	33,988人

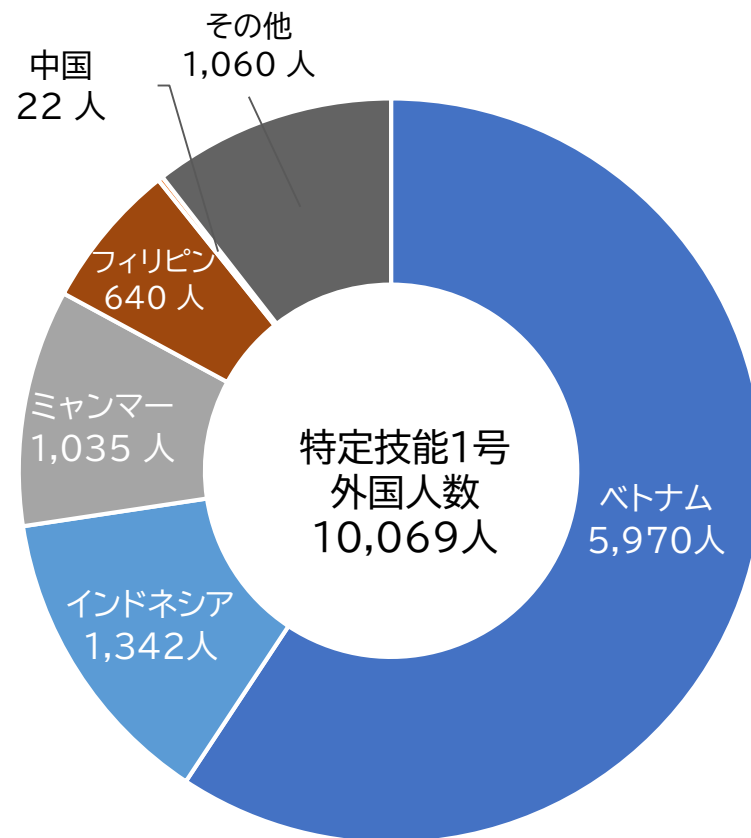
特定技能1号（兵庫県 分野別・国籍別）

分野別



出典:出入国在留管理庁 令和6年12月末時点

国籍別



出典:出入国在留管理庁 令和6年12月末時点

登録支援機関の役割

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

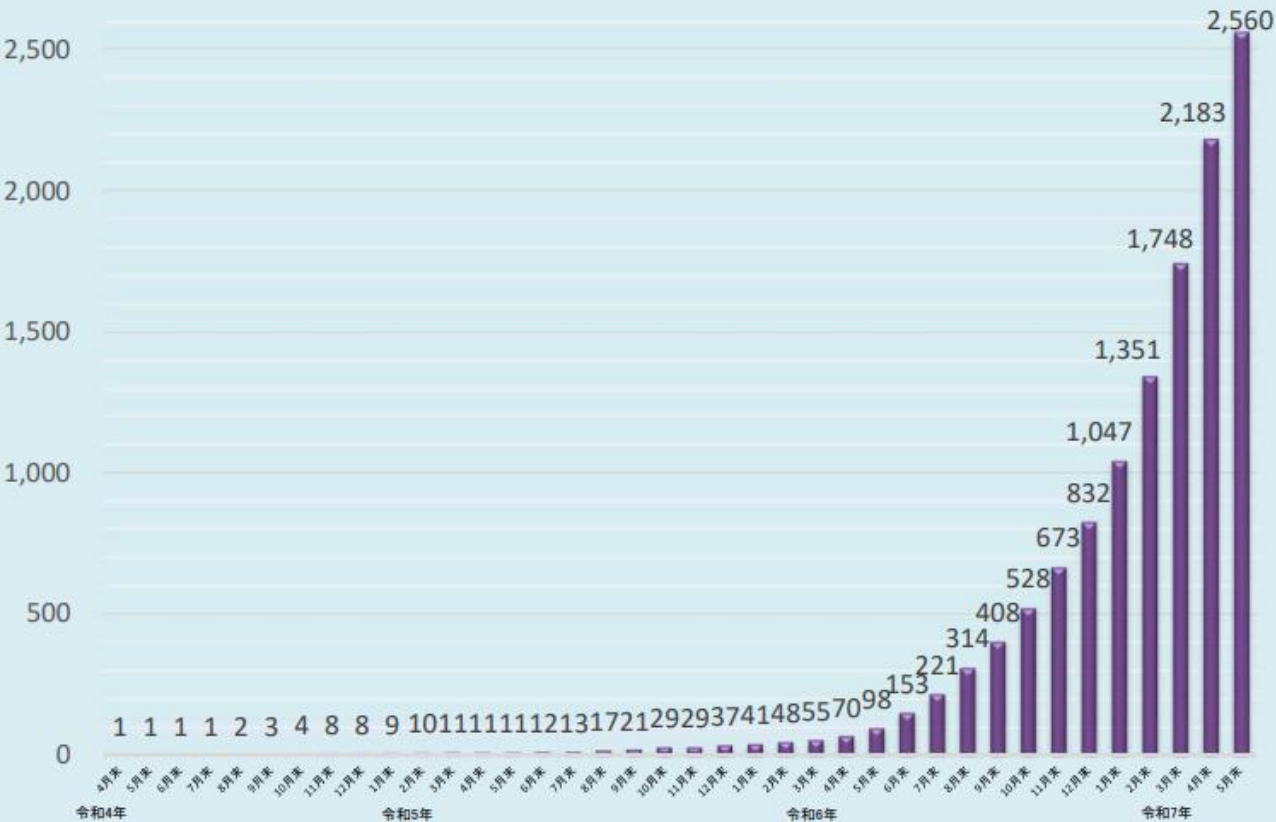
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能2号 人数推移 分野別人数

特定技能2号在留外国人数(令和7年5月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 2,560人



分野	人数
ビルクリーニング	5人
工業製品製造業	333人
建設	471人
造船・船用工業	134人
自動車整備	56人
宿泊	14人
農業	436人
漁業	11人
飲食品製造業	692人
外食業	408人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能 2 号 技能試験結果情報

技能試験	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
飲食料品製造業	6,499	3,456	53%
工業製品製造業	3,025	1,457	48%
外食業	2,707	1,403	52%
農業	3,510	1,363	39%
建設	7,603	1,346	18%
自動車整備	1,195	386	32%
造船・船用工業	422	374	89%
宿泊	116	29	25%
漁業	105	29	28%
ビルクリーニング	106	13	12%
航空	34	4	12%
合計	25,322	9,860	39%

特定技能2号 学習用テキスト

例) 飲食料品製造分野

いんしょくりょうひんせいぞうぎょうとくていぎのうにこう
飲 食 料 品 製 造 業 特 定 技 能 2 号

ぎのうそくていしけんがくしゅうよう
技能測定試験学習用テキスト

だい に はん ねん がつ
第 2 版 (2024年2月)

 株式会社 日本能率協会コンサルティング

©JMA Consultants Inc.

<一部抜粋 P12>

2. HACCP

「HACCP」(Hazard Analysis and Critical Control Point)は、食品の衛生管理手法のひとつです。

製品に健康障害につながる菌、化学品、異物などが残っているかどうかを確認するためには、抜取検査などをおこなうことが有効です。しかし、検査をおこなうだけでは、製造した全ての食品に対する安全性を保証することはできません。

そのため、HACCPによる衛生管理では、危害の発生を防ぐために、特に嚴重に管理する必要がある段階を「重要管理点」として定めています。危害要因の分析をして決定した重要管理点での管理の状況を、連続的に監視して記録することで製造した全ての食品の安全性を確認します。

飲食料品製造業 テキストURL
(株式会社日本能率協会コンサルティング)



<全56ページ>

注目の話題

外国人の不法就労とは？

不法就労事件数

国籍・地域別／年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	6,355	12,384	14,453
ベトナム	2,522	5,530	6,200
タイ	751	2,691	3,171
インドネシア	535	829	1,463
中国	1,360	1,315	1,296
カンボジア	142	671	751
フィリピン	442	495	586
スリランカ	93	176	251
ネパール	103	228	238
ウズベキスタン	48	60	90
モンゴル	65	59	77
その他	294	330	330

出典：出入国在留管理庁

外国人の不法就労

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3つ**の場合です。

1. 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2. 出入国在留管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) ・観光等の短期滞在目的で入国したものが働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3. 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例) ・外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意

事業者も処罰の対象となります！

・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」

⇒**3年以下の懲役・300万円以下の罰金**

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。)

キャリアバンク海外事業部コラム

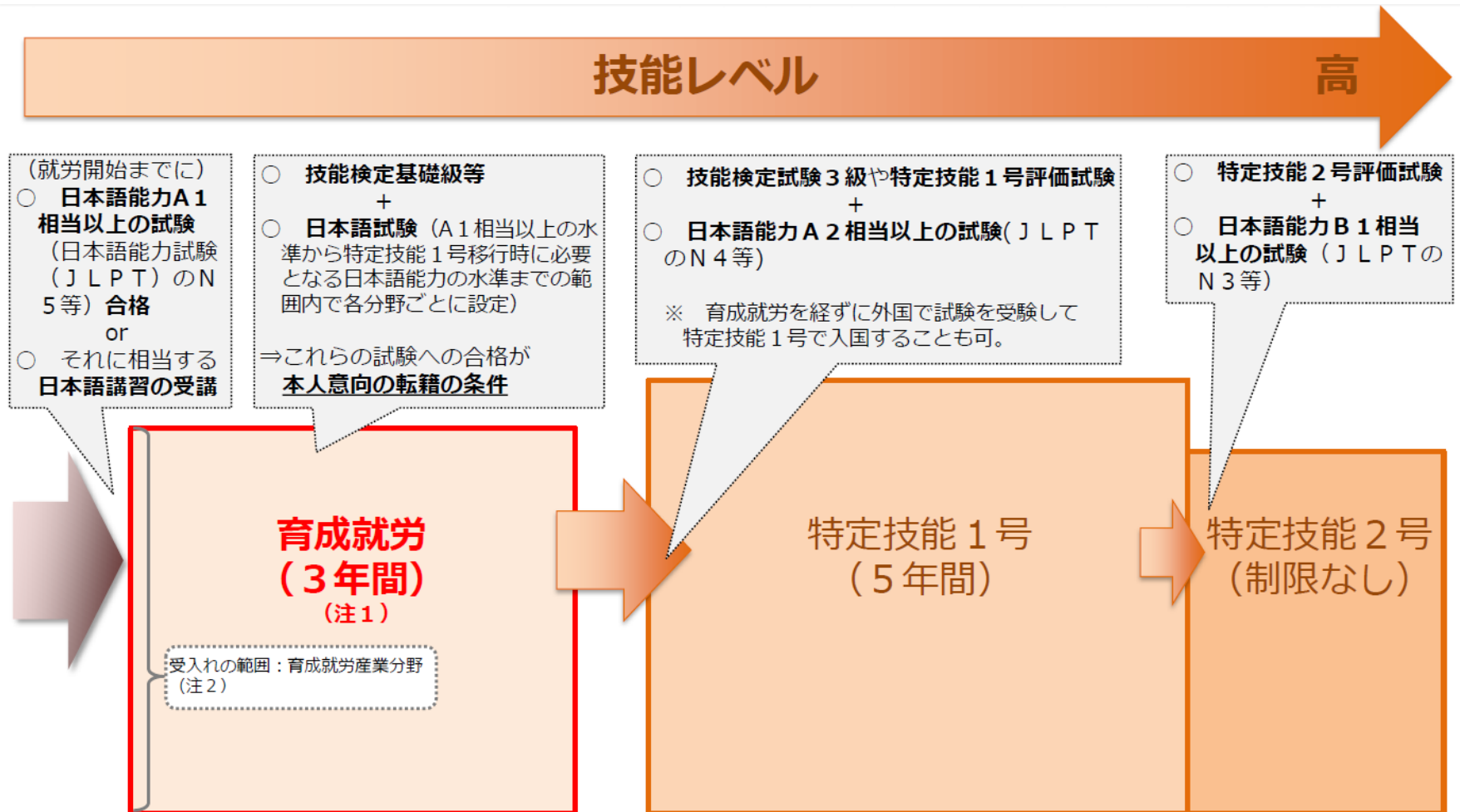
「不法就労ってどんなこと？」(水田執筆)

<https://www.careerbank-itnl.jp/huohousyurou/>



育成就労制度とは

技能実習が廃止となり、育成就労制度が新設される



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度 転籍人数の論点概要

地域区分	対象都府県	転籍受け入れ上限
都市部 (大都市圏)	東京、千葉、埼玉、神奈川、 愛知、京都、大阪、兵庫 (過疎地域の一部市町村を除く)	在籍する育成就労外国人の 6分の1以下
地方	上記以外の道府県、 および都市部の過疎地域	在籍する育成就労外国人の 3分の1以下

※受け入れ企業の上限人数は常勤職員数に応じて設定され、優良認定を受けた場合は上限緩和の見込み。（都市部・地方とも）

参考：

- ・ 第2回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会：改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点
- ・ 出入国在留管理庁「育成就労制度・特定技能制度Q & A」
- ・ 出入国在留管理庁「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の施行に伴う法務省・厚生労働省告示案について(概要)」

外国人ドライバーは増えるのか？

在留資格(29種類のビザ)

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

自動車運送業の制度概要～技能水準～

	バス	タクシー	トラック
・受入れ見込数	2. 45万人		
・主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である(一財)日本海事協会において準備。			
・日本語能力	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3	・日本語能力試験N4 若しくは ・日本語基礎テスト 合格
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」又は「Gマーク制度」の認証取得 等

特定技能1号評価試験の受験・合格者人数累計

自動車運送業分野 特定技能1号評価試験の受験・合格者人数累計

	トラック			バス			タクシー		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2024年12月	62	45	73%	1	1	100%	51	37	73%
2025年 1月	152	119	78%	9	9	100%	7	3	43%
2025年 2月	304	238	78%	125	113	90%	39	25	64%
2025年 3月	381(11)	293(11)	77%	42(4)	37(4)	88%	23(5)	16(3)	70%
2025年 4月	372(5)	301(4)	81%	12	11	92%	51	37	73%
2025年 5月	542	360	66%	20	13	65%	49	32	65%
2025年 6月	354(3)	203(2)	57%	29	22	75%	37	23	62%
2025年 7月	480(2)	348(0)	72%	25	22	88%	40	35	87%
合計	2647人	1907人	72%	263人	228人	87%	297人	208人	70%

※()は兵庫県の人数
＜参考＞試験実施国：インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、日本

出典：一般財団法人日本海事協会(ClassNK)「自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施状況(各月)」

外国人ドライバーの懸念点

- 外免切替の予約が取れない
- 外免切替が10月から難しくなる
- 日本の運転習慣をどのように教育するか
- 日本語レベル初級でも対応できるのか
- 教育費用を誰が負担するのか

キャリアバンク海外事業部コラム(水田執筆)

～外国人雇用の現場から～ Vol.16 「外国人ドライバーの受入れが始まりました」



事業者の責務とは

事業者の責務

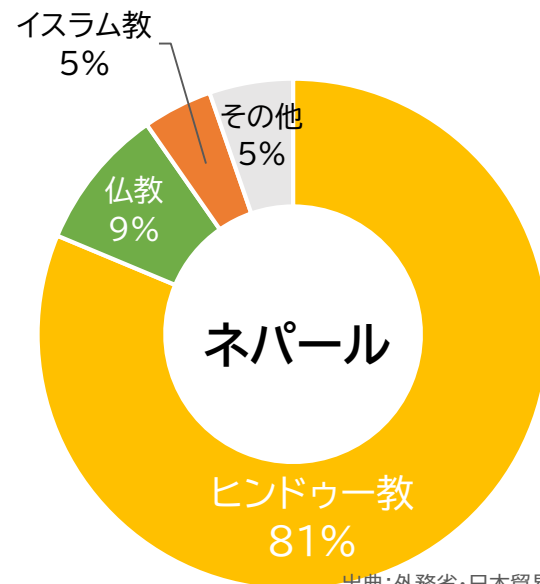
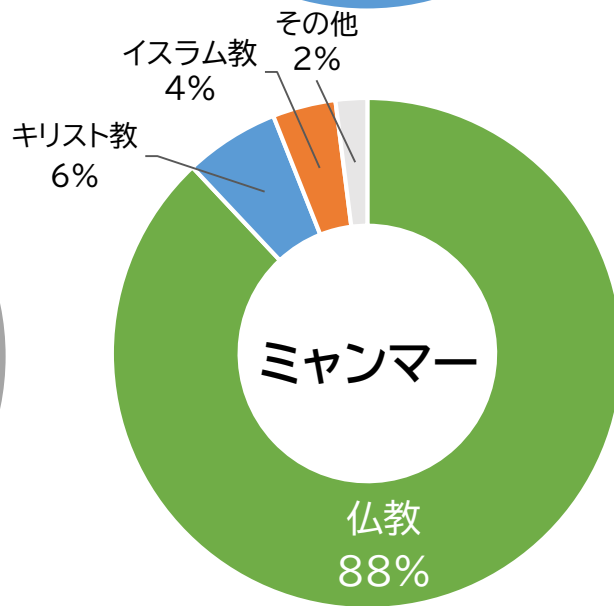
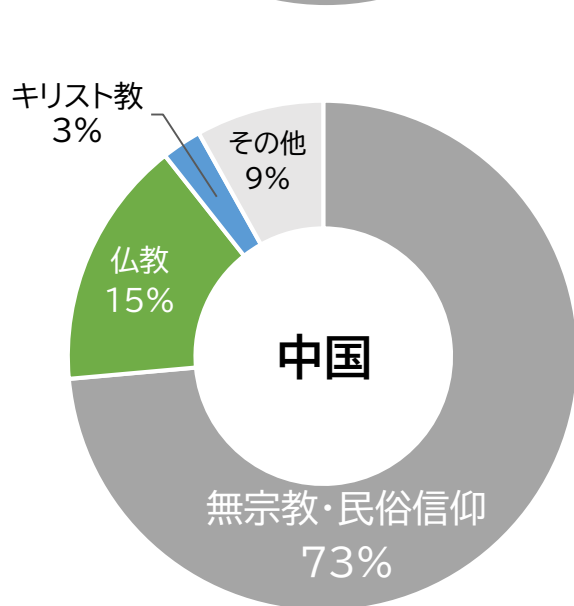
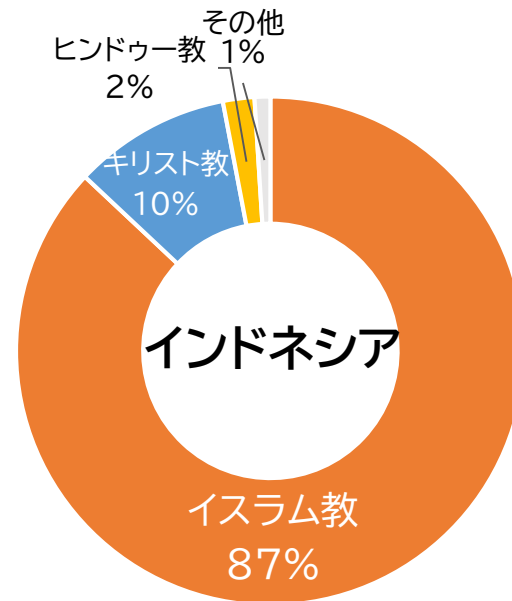
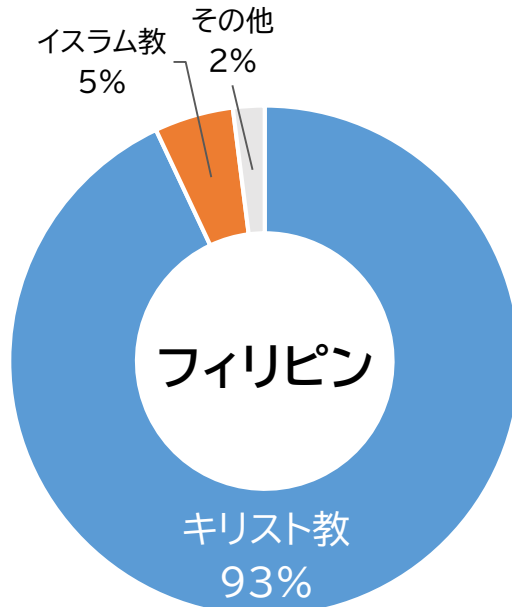
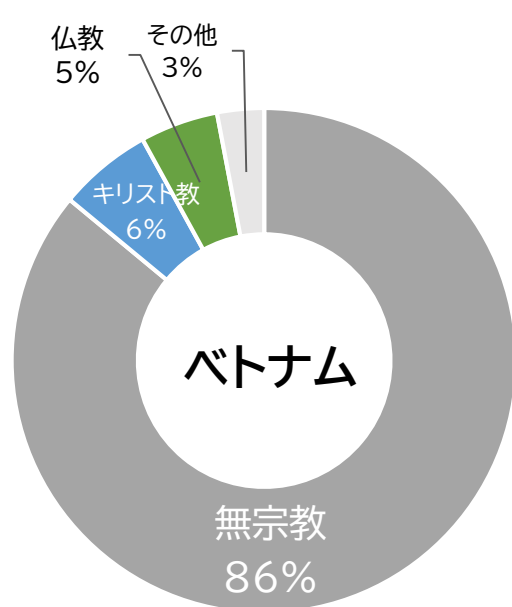
「日本語教育の推進に関する施策を
総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」
(一部抜粋)

事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

宗教の配慮とは？

外国人材(各国の宗教)



やさしい日本語とは？

外国人材(日本語能力)

日本語能力試験(JLPT)

高

N1

幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

N2

日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる

N3

日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

N4

基本的な日本語を理解することができる

低

N5

基本的な日本語をある程度理解することができる

ホテルフロント・通訳

コンビニ・飲食店接客

清掃・工場

建設・農業

介護

やさしい日本語のポイント

やさしい日本語を使う

- 難しいことばを避け、簡単な語彙を使う
- 一文を短くする
- あいまいな表現は避ける
- カタカナ・外来語はなるべく使わない
- 擬音語・擬態語を使わない

POINT

- ✓ 相手が理解しているか確認しながら会話をしましょう

日本は選ばれ続けるのか？

国際的な人材獲得競争の激化

□海外に移動する労働者の割合

国 ／移動先	ベトナム	インドネシア
	2024年	2024年
1	日本 47.2%	香港 33.5%
2	台湾 34.7%	台湾 28.4%
3	韓国 11.5%	マレーシア 17.4%
4	中国 2.7%	日本 4.3%
5	ルーマニア 1.1%	シンガポール 3.6%

出典：ベトナム海外労働管理局,インドネシア在外労働者保護庁

海外就労先の検討要件

- ビザのハードルは低いか(学歴、受入人数など)
- 賃金は高いか(円安、残業など)
- すぐに働きに行けるか(求められる語学レベルなど)
- 文化適応しやすいか(宗教など)
- 安心して働ける国か(虐待、詐欺など)

キャリアバンク海外事業部コラム(水田執筆)
～外国人雇用の現場から～ Vol.9 「日本が選ばれるためには」

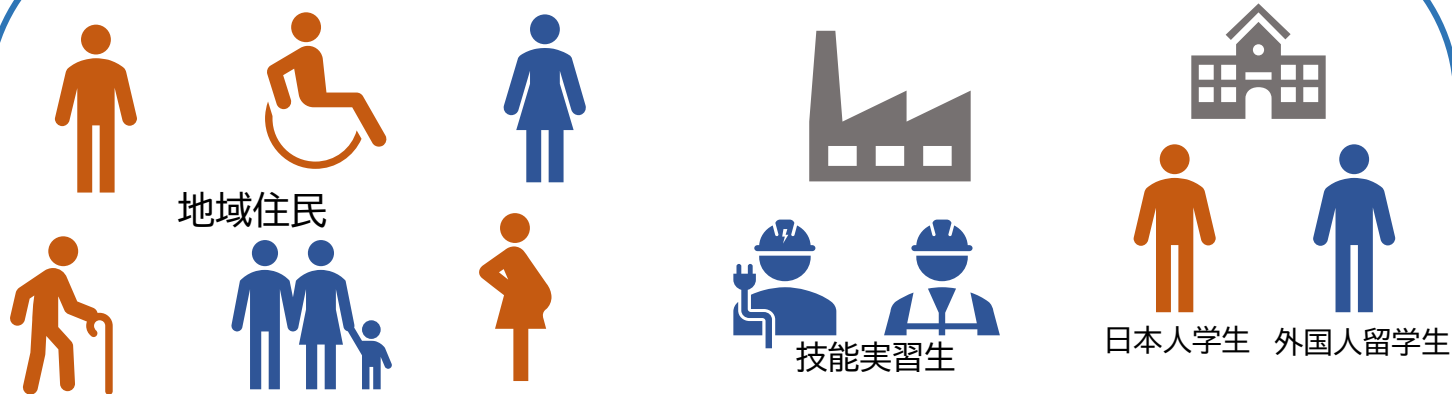


多文化共生社会は実現できるのか？

多文化共生に関する様々な立場

立場①

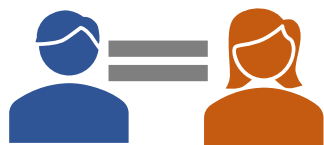
地域



立場③

困っている外国人

立場②



外国人受入れの賛成意見・反対意見

賛成派

- ・ 社会に多様性が生まれる
- ・ 地域経済の活性化に貢献する
- ・ 外国語を学ぶ機会が増える
- ・ 人手不足の解消になる
- ・ 海外進出の手掛かりになる
- ・ 優秀な人材が増え、雇用機会が増える 等



反対派

- ・ 文化の違いでトラブルになる
- ・ 生活ルールが守られず迷惑だ
- ・ 社会保障費が高くなりそうだ
- ・ 日本固有の文化が損なわれる
- ・ 日本人の仕事が奪われる
- ・ 犯罪が増え治安が悪化する
- ・ 地域社会の分断が生まれる 等

多文化共生社会の実現に向けて

外国人受入れの現状
-現場の実情-

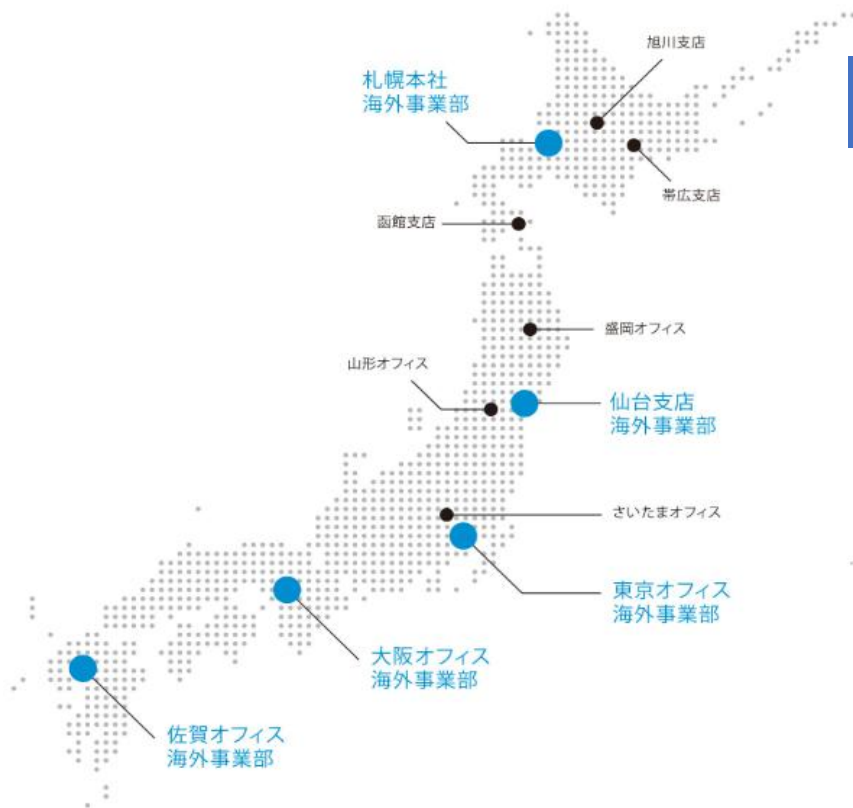
日本独特のルール
-在留資格制度など-

Multiculturalism
-多文化共生の考え方-



誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

お問合せ



WEB

キャリアバンク 海外事業部 🔍



011-251-5803



kaigai@career-bank.co.jp